

社会福祉法人日進市社会福祉協議会赤い羽根公募プレゼンテーション助成事業要綱

令和4年2月28日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人愛知県共同募金会が実施する「公開プレゼンテーションによる助成審査会」実施支援事業に基づき、社会福祉法人日進市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う、赤い羽根公募プレゼンテーション助成事業について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この要綱は、市民が健康で幸せに暮らせるまちづくりに向けて、共同募金の財源を活用することで、その使いみちの明確化を図り、共同募金への理解を深めるとともに、地域で集められた募金が地域で循環する仕組みづくりを目指すことを目的とする。

(対象団体)

第3条 この助成の対象団体は次のとおりとする。

- (1) 市内で活動する市民団体・ボランティア団体等
- (2) 市内で社会福祉事業を展開する社会福祉法人、NPO法人等

2 次の団体は対象外とする。

- (1) 活動の目的及び内容が、宗教的、思想的及び政治的な宣伝を意図する団体
- (2) 反社会勢力と関係のある団体
- (3) その他本会会長が適当でないと認めた団体

(対象となる事業内容)

第4条 この助成の対象は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 市内で実施し、市民の誰もが参加できる事業
- (2) 次にあげる点に留意して実施する社会福祉事業の従事者養成研修事業
 - ア 地域住民や市内の他事業所に広報し、参加者を募集するもの
 - イ 市内の社会福祉事業の資質向上を目的にするもの
 - ウ 特定の事業所の利益にのみならず、多くの事業所の利益となる内容のもの

2 助成を受けた年度末日までに実施・完了する事業を助成対象とする。(団体の運営費は除く)

(対象外となる事業内容)

第5条 次の事業は、助成の対象としない。

- (1) 複数年度にわたる事業
- (2) 参加者が限定される事業
- (3) 団体の互助共済とみなす事業
- (4) 介護保険等の事業指定を受けている事業
- (5) その他本会会長が適当でないと認める事業

(対象となる経費)

第6条 助成対象経費は、別表に定める事業に直接必要な経費とし、資材の購入・経費等も対象とするが、いずれの経費も社会通念上相当と認められる金額に限る。

(助成金額)

第7条 助成金額の総額・事業ごとの配分割合は予算の範囲内とし、1団体当たりの助成上限額は10万円とする。

(申請)

第8条 助成を受けようとする団体は、定められた期間内に、赤い羽根公募プレゼンテーション助成金交付申請書(第1号様式)、事業収支予算書(第2号様式)を本会に提出することとする。

(審査)

第9条 助成金の交付に際しては、次のとおり審査を行う。

(1) 書類選考

(2) 公開審査会

2 公開審査会の詳細は別に定めるものとする。

(決定)

第10条 本会会長は審査結果に基づき、助成事業及び助成金額を決定し、赤い羽根公募プレゼンテーション助成金交付・不交付決定通知書(第3号様式)により通知する。

2 公開審査会において審査員の意見に基づき、第3号様式にて是正を依頼することができ、団体より活動改善計画書(第4号様式)の提出を求めることができる。

(助成金の請求)

第11条 助成金の交付決定を受けた団体は、助成金交付請求書(第5号様式)により本会会長に請求する。

(助成金の交付)

第12条 助成金の交付は、指定口座への振り込みによって行う。

(助成の明示)

第13条 助成金の交付が決定した団体は、事業実施に係る各種配布資料等に当該事業が共同募金配分金事業であることを明示することとする。

(募金活動への協力義務)

第14条 助成金の交付が決定した団体は、法人募金、職域募金、街頭募金、募金箱の設置等、募金活動等に積極的に参加しなければならない。

(報告)

第15条 助成金の交付を受けた団体は助成を受けた翌年度の4月10日(日曜日の場合はその前日)までに次の書類を揃えて本会に提出することとする。

(1) 赤い羽根公募プレゼンテーション助成金事業実施報告書(第6号様式)

(2) 事業収支決算書(第7号様式)

(助成決定の取り消し及び返還)

第16条 助成金の交付が決定した団体が次に該当する場合は、助成金返還請求書(第8号様式)により助成決定の取り消し、あるいは助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 助成対象事業において、実際に使用した金額が助成額に満たないとき

(2) 偽りその他不正な手段により助成を受けたことが判明したとき

(3) 助成対象事業の中止や完了ができなかったとき

(4) 助成金を対象事業以外に使用したとき

(5) 事業実施報告書の提出がないとき

(6) 事業実施に際し、審査員からの是正依頼が受け入れられなかったとき

(その他)

第17条 その他、この要綱に記載されていない事項については、本会会長が定める。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

ただし、この要綱の施行に伴い従前の社会福祉法人日進市社会福祉協議会つどいの場公開プレゼンテーション助成事業要綱は廃止とする。

なお、社会福祉法人愛知県共同募金会が実施する「公開プレゼンテーションによる助成審査会」実施支援事業が中止となった場合、本事業も中止とする。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

項目	助成対象経費	助成対象外経費
報償費	講師・専門家・出演者等に対する謝礼	団体構成員への1回あたり501円以上の謝礼、人件費等
旅費	団体構成員以外の講師・専門家・出演者などに対する交通費、旅費	団体構成員への交通費、旅費
消耗品費	文房具、雑貨、コピー用紙等の事務用品、タオル、洗剤等の日用品消耗品、工具などの器具消耗品等で1つあたり10,000円未満のもの。	1つあたり10,000円以上のもの（備品費に該当）
印刷製本費	広告宣伝費、立て看板費、チラシ・ポスター印刷費、資料等印刷費、プログラム等印刷費、各種デザイン料等	
備品費	1つあたり10,000円以上のもの	1つあたり10,000円未満のもの（消耗品費に該当）
通信運搬費	事業に係る郵便等の通信費	電話、メール、FAX、インターネット接続費
会議費	事業に係る会議用飲み物（1名あたり120円以内）	茶菓子代、食事代
使用料・賃借費	事業及びその打合せに係る、会場使用料、機材・機器等の賃借料	
その他事業費	上記以外で、事業実施に必要不可欠であると本会会長が認めたもの	

参考

経費の考え方

助成事業に関する経費について、参考として次のとおり考えを示す。

なお、対象経費並びに対象外経費については、事業報告書の提出時に添付する領収書などにより確認できるものとする。

助成対象経費	<p>原則として当該年度に属し、事業を実施するにあたり別表に掲げた項目の直接的なもので、助成金を充てることが適当と認められる経費とする。</p> <p>なお、助成対象となる事業にかかる会場使用料で、当該年度前に会場利用申請を行い、利用料を前納しなければならないものについては当該年度以外の経費でも対象経費とする。</p> <p>保険料についても上記会場使用料と同様に取り扱う。</p>
--------	--

赤い羽根公募プレゼンテーション助成金交付申請書

団体（グループ）名	
ふりがな 代表者名	⑩
電話 / FAX	
所在地 （郵送物送付先）	〒
設立年月日	昭和・平成 年 月 日
団体の主な活動内容 （主な活動地域等）	
当助成を受けて 実施する事業	
事業の目的	
事業実施場所	
開催（予定）日時	
助成金申請額	円
目標参加人数	人

※事業収支予算書（第2号様式）を添付してください。

※本申請書については、公開審査会の際に、資料として原本のまま配布しますので ご了承ください。

事業収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

項目	予算額	内 訳
本助成	㉠	
会 費		
その他		
合 計	㉡	

(2) 支出の部

(単位：円)

経費区分	全ての経費	助成金を 使用した経費	助成金を使用した 経費の主な内訳
報 償 費			
旅 費			
消 耗 品 費			
印 刷 製 本 費			
備 品 費			
通 信 運 搬 費			
会 議 費			
使用料・賃借費			
その他事業費			
合 計	㉢と同額	㉠と同額	

赤い羽根公募プレゼンテーション助成金

交付・不交付決定通知書

団体名

代表者 様

社会福祉法人日進市社会福祉協議会
会長 印

年 月 日に行われた公開審査会の結果、赤い羽根公募プレゼンテーション助成金の交付について下記のとおり決定したので、要綱第10条の規定により通知します。

記

助成対象事業の 名称	
審査結果	交付 ・ 不交付
交付金額	円
審査員からの意見	

※審査員の意見に基づき、活動の改善が見られない場合には、交付決定を取り消すことがあります。

活動改善計画書

公開審査会において審査員から受けた意見に基づき、どのように改善していくか活動改善計画を作成してください。

団体名

代表者

印

審査員からの意見	改善計画

※なお、審査員の意見に基づき、活動の改善が見られない場合には、交付決定を取消することがありますので、ご了承ください。

提出〆切： 年 月 日（ ）

<送付先>

社会福祉法人 日進市社会福祉協議会

担当：

電話：（0561）73-4885

FAX：（0561）73-4954

メール：info@nisshin-shakyo.or.jp

赤い羽根公募プレゼンテーション助成金
事業実施報告書

社会福祉法人日進市社会福祉協議会長 あて

所在地（代表宅）

〒

団体名

代表者

印

年 月 日付け 日社協第 号で交付決定通知のあり
ました赤い羽根公募プレゼンテーション助成事業を完了したので、社会福祉法人
日進市社会福祉協議会赤い羽根公募プレゼンテーション助成事業要綱第16条の
規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 関係書類 事業収支決算書（第7号様式）
事業内容がわかる資料（チラシ等）
事業の様子がわかる写真を2，3枚程度
- 3 実施結果 計画どおりに実施できたか、改善点等を記載

- 4 当該助成金に関する改善点（あれば）

事業収支決算書

(1) 収入の部

(単位：円)

項目	予算額	内 訳
本助成	Ⓐ	
会 費		
その他		
合 計	Ⓑ	

(2) 支出の部

(単位：円)

経費区分	全ての経費	助成金を 使用した経費	助成金を使用した 経費の主な内訳
報 償 費			
旅 費			
消 耗 品 費			
印 刷 製 本 費			
備 品 費			
通 信 運 搬 費			
会 議 費			
使用料・賃借費			
その他事業費			
合 計	(Ⓑと同額)	(Ⓒ)	(差額Ⓐ－Ⓒ＝返還額)

※裏面に助成を使用した領収書を時系列に沿って貼ってください。

助成金返還請求書

団体名
代表者 様

社会福祉法人日進市社会福祉協議会
会 長 印

日社協第 号で交付した赤い羽根公募プレゼンテーション助成金について、下記の理由のため、全額・余剰金の返還を請求します。

- 1 返還請求金額 金 円
- 2 返還請求理由

- 3 返還期限
年 月 日（ ）までに下記の口座まで振り込んでください。

- 4 振込口座

金融機関名	あいち尾東農業協同組合
支店名	日進支店
預金種目	普通
口座番号	0022212
フリガナ 口座名義	シャカイフクシホウジン ニッシンシシャカイフクシキョウギカイ 社会福祉法人 日進市社会福祉協議会 カイチョウ 会長